



2019年4月25日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役社長 沓掛 英二
(コード番号：3231 東証第一部)
問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部長 上羽 健介
TEL：(03) 3348-8117

「株式付与E S O P信託」の詳細決定に関するお知らせ

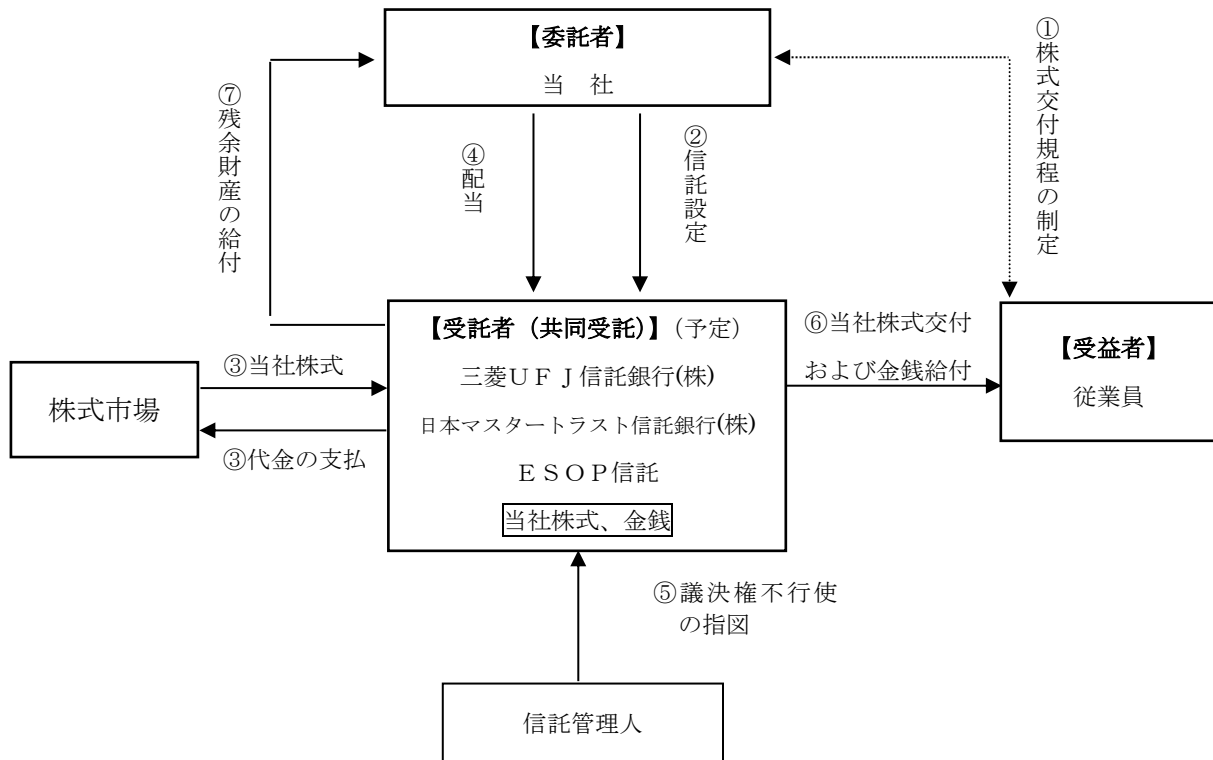
当社は、2019年2月21日付「『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、同日開催の取締役会において、当社および当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「本制度」といいます。）の導入につき決議しておりますが、本日開催の取締役会において、本制度の導入時期や取得株式の総額等の詳細を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

- (1) 従業員のグループへの帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P信託」）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (3) E S O P信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を金銭で設定します。
- ③ ESOP信託は上記②で信託された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。
- ④ ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます（例外的に、信託内の当社株式を換価し、受益者に金銭で給付することもあります）。
- ⑦ ESOP信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、ESOP信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 信託契約の内容

(1)信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2)信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
(3)委託者	当社
(4)受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
(5)受益者	従業員のうち、受益者要件を充足する者
(6)信託管理人	当社と利害関係のない第三者
(7)信託契約日	2019年4月26日（予定）
(8)信託の期間	2019年4月26日～2024年8月31日（予定）
(9)制度開始日	2019年6月1日（予定）
(10)議決権行使	行使しないものとします。
(11)取得株式の種類	当社普通株式
(12)取得株式の総額	600百万円
(13)株式の取得時期	2019年5月8日（予定）～2019年5月31日（予定）
(14)株式の取得方法	株式市場から取得

【信託・株式関連事務の内容】

- ①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、ESOP信託の受託者となり信託関連事務を行います。
- ②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。

以 上